

別紙9（水利施設整備事業に係る運用）

第1 事業の内容等

- 1 本事業の実施主体は、以下のとおりとする。
 - (1) 都道府県とする。
 - (2) 別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(2)及び(3)の事業については市町村に、区分の欄の2の事業の事業種類の欄の(1)のイの事業については、市町村、土地改良区又は農業協同組合のいずれかに、2の(7)のイ及びウに定める事業については、市町村又は事業対象である施設を管理する者のいずれかにことができるものとする。
 - (3) 2の(8)に定める事業を実施する場合にあっては、(1)及び(2)に関わらず、市町村又は事業対象である施設を管理する者、2の(9)に定める事業を実施する場合にあっては、市町村、土地改良区、農業協同組合その他の団体であって都道府県知事が適当と認める者とするものとする。
- 2 本事業は、以下に定めるものについて実施するものとする。
 - (1) 基幹水利施設整備型
別表の区分の欄の1の事業（以下「生産基盤整備事業」という。）の事業種類の欄の(1)（以下「用排水施設整備事業」という。）を実施するもの（国営土地改良事業及び都道府県営土地改良事業により造成された農業水利施設の変更であって、既存施設を有効活用すると認められ、施設機能の向上を主な目的としないものは除く。）
 - (2) 農業用水再編対策型
用排水施設整備事業を実施するものであって、水需要がひっ迫している地域において、水田用水を都市用水及び水田以外の他種農業用水等へ転用するため必要なかんがい施設の新設、廃止又は変更を行うもの。
 - (3) 地域用水機能増進型
用排水施設整備事業を実施するものであって、地域用水機能を正当に評価した上で、農業用水の循環利用を積極的に促進することにより、農業用水の更なる効率的な利用等を図り、もって農業経営の安定及び近代化に資することを目的とし、併せて地域用水機能の増進に資するもの。
 - (4) 流域水質保全機能増進型
用排水施設整備事業を実施するものであって、環境保全型農業等の推進を指向している地域を含む一定の広がりを持つ流域等を対象に、水質保全機能の増進に資する用排水施設を整備し、農業用水の水質保全を図り、もって農業経営の安定及び近代化並びに流域の水質保全に資するもの。
 - (5) 排水対策特別型
 - ア 用排水施設整備事業のうち麦・大豆・飼料作物等の転作作物を取り入れた収益性の高い水田営農の確立を図るために必要な排水機場、排水樋門、排水路（以下「排水施設」という。）等の更新又は整備を実施するもの。
 - イ アの事業と用排水施設整備事業のうち用水路等の更新又は整備及び生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものであって排水施設の整備と

一体不可分な範囲で施工することを相当とするものとを併せて一体的に実施するもの。

(6) 水利区域内農地集積促進型

ア 用排水施設整備事業を実施するものであって、担い手の経営に資する末端区域等の整備と、担い手への農地の集積を促進するもの。

イ アの事業と生産基盤整備事業の事業種類の欄の(2)から(4)までに掲げるものを併せて一体的に実施するもの。

ウ ア又はイの事業と密接な関連を有すると認められる別表の区分の欄の2の水利区域内集積促進事業(以下「集積促進事業」という。)と併せて一体的に実施するもの。

(7) 基幹水利施設保全型

ア 国営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等(以下「国営造成施設」という。)及び、都道府県営土地改良事業により造成された農業用用排水施設等(以下「都道府県営造成施設」という。)に関する機能保全計画の策定(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)

イ 国営造成施設及び都道府県営造成施設において機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ 国営造成施設又は都道府県営造成施設において発生した突発的事故に対する緊急補修工事等の対策の実施

(8) 地域農業水利施設保全型

ア 団体営事業等で造成された農業用用排水施設等(以下「団体営造成施設等」という。)に関する機能保全計画の作成(機能保全計画作成に必要な当該施設の機能診断を含む。)

イ 団体営造成施設等に係る機能保全計画等に基づく対策工事の実施

ウ 団体営造成施設等において発生した突発的事故に対する緊急工事の実施

(9) 実施計画策定型

(8)のイに掲げる事業について、主に整備対象とする地域の諸条件について現況把握等を行い、これに基づき事業に必要な事項についての調査及び検討を行い、実施計画を策定するもの

第2 事業の実施要件

1 基幹水利施設整備型の実施に当たっては、(1)から(9)までに掲げるいずれかの要件を満たすこと。

- (1) 農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であって、受益面積 がおおむね200ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。
- (2) 現に農業用用排水施設の利益を受けていない畠地を受益地とする農業用用排水施設(以下「畠地を受益地とする農業用用排水施設」という。)の新設又は変更(土地改良法施行令(昭和24年政令第295号。以下「令」という。)第50条第1項に基づく事業によって新設された畠地を受益地とする農業用用排水施設の変更に限る。)であって、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむ

ね20ヘクタール以上のもの。

- (3) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね200ヘクタール以上のもの。
 - (4) ダム又は頭首工等の基幹工事の施行に係る国営事業に附帯して行うものであつて、国営事業施行部分に接続する畠地を受益地とする農業用用排水施設の新設、廃止又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ヘクタールのものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。
 - (5) 北海道におけるため池の新設、廃止又は変更であつて、受益面積が50ヘクタール以上のもの並びに北海道における主として畠を受益地とする排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のもの及び主として畠を受益地とする国営事業施行部分に接続する排水施設の新設又は変更であつて、末端支配面積がおおむね20ヘクタール以上のものの受益面積の合計がおおむね100ヘクタール以上のもの。
 - (6) 畠地を受益地とする農業用用排水施設の系統的自動化又は系統的多目的利用を行うために必要な水管理改良施設(附帯施設を含む。)を伴う農業用用排水施設の新設又は変更であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上のもの。
 - (7) 北海道における水田につき行う客土事業であつて、受益面積がおおむね200ヘクタール以上であり、主として機械力により採土し、かつ、軌道若しくはトラック等により客入土の運搬を行うもの。
 - (8) 河川に設置されている取水施設(農業用水として河水を得るための頭首工、集水渠、揚水機、取付水路等の構造物及びこれらの附帯施設であつて、その設置後の経過年数が標準計画耐用年数のおおむね3分の2以下であるものをいう。)が河川における土砂の採取、ダムの設置等の人為的要因に伴う河床の変動、流心の移動等によりその取水機能に障害が生じている場合において、これを回復させるために必要な改良又は当該施設に代わるべき施設の新設であつて、受益面積がおおむね200ヘクタール以上で、これに要する費用の額がおおむね5千万円以上のもの。
ただし、この場合の事業費(取水施設の機能障害対策に係るもの。)にあっては、受益者負担金の額を当該費用の15%以内とする。
 - (9) 「土地改良事業計画基準(排水・ほ場整備(畠))」(昭和53年9月12日付け53構改C第306号農林水産事務次官依命通知)により定められた排水に係る基準を上回る機能を有する排水施設を整備する必要がある地域において(1)の事業と併せて行う必要のある農地防災排水施設の新設、廃止又は変更であつて、受益面積がおおむね100ヘクタール以上であり、かつ、末端支配面積が併せ行う(1)の事業の末端支配面積と同一であるもの。
- 2 農業用水再編対策型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。
- (1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であつて、かつ、末端支配面積が5ヘクタール以上のものであること。ただし、管水路にあっては、末端支配面積の制限は設けないものとする。

(2) 実施地域内に100ヘクタール以上の農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に掲げる農用地区域が含まれること。

(3) 次に掲げる要件のいずれかに該当すること。

ア 次の算式により算定される再編水量が毎秒0.5立方メートル以上であること。

再編水量 = 許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。) - 更新水利権水量

イ 次の算式により算出される再編水量の比率が10パーセント以上であること。

$$\frac{\text{許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)}}{\text{許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)}} \times 100$$

許可水利権水量(慣行水利権水量等を含む。)

(4) 都道府県知事(以下「知事」という。)は、農林水産省農村振興局長(以下「農村振興局長」という。)が別に定める農業用水再編対策協議会を設置し、水利用等についての利害関係者間の権利調整について協議すること。

3 地域用水機能増進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 受益面積がおおむね200ヘクタール以上であって、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上のものであること。

(2) 当該地区内の末端支配面積5ヘクタール以上のすべての農業用用排水路の延長に対する地域用水機能を発揮している農業用用排水路の延長の割合が原則として10パーセント以上であること。

(3) 現況の地域用水機能指標に対する計画の地域用水機能指標の増進割合がおおむね5パーセント(地域用水機能増進事業実施要綱(平成10年4月8日付け10構改D第221号農林水産事務次官依命通達)に基づく事業と本事業を併せ行う場合にあっては10パーセント)以上であること。

(4) 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会を設置すること。

4 流域水質保全機能増進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 面積がおおむね200ヘクタール以上であること。

(2) 対象となる施設は、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上の施設(これらの施設と一体的に機能を発揮する施設であって末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であるものを含む。)に係るものであること。

(3) 農業農村整備事業の計画的、重点的展開を図るための広域農業農村整備促進計画が策定されている高生産性優良農業地域において行われるものであること。

(4) 環境保全型農業を指向している地域として、受益市町村において環境保全型農業の推進に関する指針が策定されていること。

(5) 本事業実施地区が、環境基本法(平成5年法律第91号)に基づく水質基準が未だ達成されていない水域を含む流域又は引き続き当該基準の達成の確保のための措置が必要であるとして、特に法律、条例等に位置付けられた水域を含む流域に係ること。

(6) 本事業の申請に係る土地改良区又は市町村に、農村振興局長が別に定める地域用水対策協議会が設置されていること。

5 排水対策特別型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 米政策改革基本要綱第5の2に基づく「地域水田農業ビジョン」が策定されており、水田の有効利活用に向けた方向性が盛り込まれていること。

(2) 事業の実施に必要な調査が行われていること。

(3) 受益地が原則として次のいずれかに該当するものであって、かつ、ア又はイに該当する水田面積が、受益地内のおおむね50%以上であること。

ア 降雨時において、排水機、排水樋門、排水路等の排水施設の能力が十分ないために湛水を来す水田

イ 常時地下水位が高い水田

ウ ア又はイの水田と一体的に整備することが必要な水田

(4) 受益面積がおおむね20ヘクタール（離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定に基づき離島振興対策実施地域として指定された離島（北海道又は奄美群島に属するものを除く。）の地域内において行うものにあっては、おおむね10ヘクタール）以上であり、かつ、末端支配面積がおおむね5ヘクタール以上であること。

6 水利区域内農地集積促進型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 生産基盤整備事業の受益地は、国営かんがい排水事業又は令50条第1項又は第1項の2に基づく事業（以下「関連基幹事業」という。）の受益地（以下「水利区域」という。）内であること。

(2) 生産基盤整備事業の着手年度が関連基幹事業の着手年度以降であり、かつ、関連基幹事業の完了年度以前であること。

(3) 関連基幹事業により整備される農業用排水施設と連続性をもつ用排水施設整備事業が事業内容に含まれていること。

(4) 生産基盤整備事業における受益面積の合計がおおむね20ヘクタール以上であること。

(5) 生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める農村振興局長が別に定める基準を満たす農業者又は農業者の組織する団体（以下「担い手」という。）の経営等農用地（農村振興局長が別に定めるものをいう。）面積のうち、農村振興局長が別に定める集積団地要件を満たす農用地面積（以下「担い手農地面的集積面積」という。）の割合（以下「担い手農地面的集積率」という。）が以下のとおり増加することが確実と見込まれること。

ア 事業採択時（別表の区分の欄の2の事業の事業種類の欄の（1）の事業（以下「高度土地利用調整事業」という。）を生産基盤整備事業の開始年度以前に先行して実施している場合にあっては、当該高度土地利用調整事業の開始時。以下同じ。）における担い手農地面的集積率が15%未満である場合にあっては、これが20%以上となること。

イ 事業採択時における担い手農地面的集積率が15%以上35%未満である場合にあっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

ウ 事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上40%未満である場合にあっては、これが40%以上となること。

エ 事業採択時における担い手農地面的集積率が40%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる面的集積が図られること。

- (6) 中山間地域(農村振興局長が別に定める地域をいう。以下同じ。)において事業を実施する場合にあっては、(5)の規定にかかわらず、生産基盤整備事業の完了時において、当該事業の受益面積に占める担い手の経営等農用地面積の割合(以下「担い手農地利用集積率」という。)が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- ア 事業採択時における担い手農地利用集積率が23%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。
- イ 事業採択時における担い手農地集積率が23%以上50%未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。
- ウ 事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上57%未満である場合にあっては、これが57%以上となること。
- エ 事業採択時における担い手農地利用集積率が57%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる利用集積が図られること。
- (7) 集積促進事業を行う場合にあっては、(5)の規定にかかわらず、以下に定めるすべての要件を満たすこと。
- ア 事業実施地区において、農村振興局長が別に定める農業者又は農業者の組織する団体(以下「高度経営体」という。)が第3の4の(1)の農用地利用集積促進用排水施設整備計画(以下「集積促進整備計画」という。)に定める目標年度までに一以上育成されることが確実と見込まれること。
- イ 生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地面的集積率が、以下のとおり増加することが確実と見込まれること。
- (ア) 事業採択時における担い手農地面的集積率が13%未満である場合にあっては、これが20%以上となること。
- (イ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が13%以上35%未満である場合にあっては、これが7パーセントポイント以上増加すること。
- (ウ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が35%以上38.5%未満である場合にあっては、これが42%以上となること。
- (エ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が38.5%以上63%未満である場合にあっては、これが3.5パーセントポイント以上増加すること。
- (オ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が63%以上66.5%未満である場合にあっては、これが66.5%以上となること。
- (カ) 事業採択時における担い手農地面的集積率が66.5%以上である場合にあっては、事業の実施により、これらの担い手への更なる面的集積が図られること。
- ウ イの規定にかかわらず、中山間地域において事業を実施する場合にあっては、生産基盤整備事業の完了時において、担い手農地利用集積率が、次のとおり増加することが確実と見込まれること。
- (ア) 事業採択時における担い手農地利用集積率が20%未満である場合にあっては、これが30%以上となること。
- (イ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が20%以上50%未満である場合にあっては、これが10パーセントポイント以上増加すること。
- (ウ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が50%以上55%未満である場合に

あっては、これが60%以上となること。

(I) 事業採択時における担い手農地利用集積率が55%以上90%未満である場合に
あっては、これが5パーセントポイント以上増加すること。

(オ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が90%以上95%未満である場合に
あっては、これが95%以上となること。

(カ) 事業採択時における担い手農地利用集積率が95%以上である場合にあって
は、事業の実施により、これらの担い手への更なる利用集積が図られること。

(8) 別表の区分の欄の2の事業種類の欄の(2)の高度経営体集積促進事業を行う場合に
あっては、(7)のほか、農村振興局長が別に定める要件を満たすこと。

7 基幹水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 既設施設を有効活用すると認められる場合であって、施設機能の向上を主な目的
としないものであること。

(2) 知事が、第1の2の(7)のアに掲げる機能保全計画の策定を行おうとする都道府県
営造成施設を選定しているとともに、その50%以上につき、当該計画の策定に関する
実施方針を策定していること。

(3) 第1の2の(7)のイについては、機能診断に基づく機能保全計画等が策定されてい
ること。

(4) 第1の2の(7)のイについて、令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業
として実施する場合にあっては、「農林水産大臣が当該施設の機能、規模等を勘案し
て定める基準」に該当するものとして、地域の農業用用排水施設の体系において重
要な機能を担う施設であって、末端支配面積がおおむね100ヘクタール以上のもの
(田以外の農用地を受益地とするものについては、末端支配面積がおおむね20ヘク
タール以上のもの)であるもの。

(5) 都道府県営造成施設について第1の2の(7)のウを実施するときは、(2)により知
事が選定した施設であることとする。

8 地域農業水利施設保全型の実施に当たっては、以下の要件を満たすこと。

(1) 施設機能の向上を主な目的としないこと。

(2) 第1の2の(8)の事業の対象となる団体営造成施設等は、都道府県が作成する実施
方針に位置付けられたものとする。ただし、第2の7の(2)により知事が選定した施
設は本事業の対象外とする。

(3) 第1の2の(8)のアの事業を実施するときは、末端支配面積が100ヘクタール以上
の施設であって、施設状況を鑑み、予防的な対策が有効と見込まれるものであるこ
と。

(4) 第1の2の(8)のイの事業を実施するときは、受益面積が100ヘクタール以上(第
1の2の(8)のアの事業を実施していない場合であって、農村振興局長が別に定める
ところにより機能保全計画を作成した場合にあっては、10ヘクタール以上)である
こと。

(5) 第1の2の(8)のウの事業を実施するときは、施設の劣化に起因すると想定される
ものであるもの。

9 実施計画策定型の実施については、策定期間を1年以内とする。

第3 計画の作成

知事は、本事業の実施にあたって、土地改良法による土地改良事業として実施する場合は、事業計画概要書を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

また、以下に掲げるものを実施する場合にあっては、必要な計画を作成し、地方農政局長等に提出するものとする。

1 農業用水再編対策型

知事は、事業が円滑に実施されるよう事業の実施に係る区域ごとに、次に掲げる事項を記載した農業用水再編対策基本計画（以下「再編対策計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 地域の現在の利水状況
- (2) 地域の利水に関する将来構想
- (3) 農業用水の再編構想
- (4) 施設整備の概要
- (5) その他関連する事項

2 地域用水機能増進型

知事は、事業が円滑に実施されるよう事業の実施に係る区域ごとに、次に掲げる事項を記載した地域用水環境整備計画（以下「環境整備計画」という。）を作成するものとする。

- (1) 地区の概要
- (2) 地域の所在及び現況
- (3) 地域用水機能の維持・増進のための基本的考え方
- (4) 施設の整備等の構想及び基本計画
- (5) 関連事業
- (6) その他必要な事項

3 排水対策特別型

知事は、事業実施地区について地域水田農業ビジョンに即した水田の利活用計画を策定すること。

4 水利区域内農地集積促進整備型

- (1) 知事は、本事業を実施しようとするときは、次に掲げる事項を記載した令附則第4項に規定する集積促進整備計画を作成するものとする。

- ア 地区の現況
- イ 課題及び整備方針
- ウ 水利区域内整備事業の概要
- エ 担い手への農用地の利用集積計画
- オ 担い手別農用地集積方法
- カ 水利区域内集積促進事業の概要

- (2) 集積促進整備計画が適合しなければならない令附則第4項の農林水産大臣が定める基準とは、以下に掲げるすべての要件を満たすこととする。

- ア 集積促進整備計画は、計画区域の現況を明らかにするとともに、担い手等の見通し、事業の実施により行われる担い手の経営規模の拡大並びにこれを実現する

ために必要な農地流動化及び農作業の集積を明らかにする内容のものであること。

イ 集積促進整備計画は、第2の6の(5)又は(6)に規定する基準を満たすことが確実と見込まれるものであること。

(3) 第1の1の(2)に基づき、市町村、土地改良区及び農業協同組合が事業を実施する場合には、知事と協議の上、知事が作成した集積促進整備計画と整合の図られた事業となるように配慮するものとする。

5 基幹水利施設保全型

(1) 知事は、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業の実施にあたって、保全整備事業計画書を作成するものとする。

(2) 知事は、第1の2の(7)のイの事業のうち令50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施する場合にあっては、事業計画の概要及び機能保全計画等の概要を作成するものとする。

(3) 知事は、第1の2の(7)のイの事業のうち令50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合にあっては、(1)に掲げる保全整備事業計画書に加え、機能保全計画等の概要を作成するものとする。

6 地域農業水利施設保全型

事業実施主体は、第2の8の事業にあっては、地域農業水利施設保全整備事業計画書を作成するものとする。

7 実施計画策定型

事業実施主体は、農業農村基盤整備実施計画地区概要表を作成するものとする。

第4 計画の変更等

1 知事は、農業用水再編対策型において、再編対策計画の変更があった場合(別に定める場合に限る。)には、別に定めるところにより、地方農政局長(北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長。以下同じ。)に当該再編対策計画の変更の承認を申請するものとする。また、地方農政局長は、知事の申請が適当であると認めるときは、これを承認することとする。

2 知事は、水利区域内農地集積促進整備型において、集積促進整備計画の変更があった場合には、別に定めるところにより、地方農政局長等(北海道にあっては農村振興局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。)にその旨を報告するものとする。

3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令50条第1項第1号に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあって、別に定める変更を行った場合において、保全整備事業計画変更手続報告書を地方農政局長等に提出するものとする。

4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、別に定める変更を行った場合には、地域農業水利施設保全整備事業計画変更承認申請書を知事に提出し、知事の承認を受けるものとする。

第5 事業の達成状況報告

- 1 知事は、排水対策特別型においては、地方農政局長等に水田利活用の実績について報告するものとする。
- 2 知事は、水利区域内農地集積促進整備型においては、地方農政局長等に本事業の達成状況について報告するものとする。
- 3 知事は、基幹水利施設保全型において、第1の2の(7)のア、イの事業のうち令第50条第1項第1号の2に掲げる都道府県営事業として実施しない場合及びウの事業を実施する場合にあっては、本事業の事業実施結果を地方農政局長等に報告するものとする。
- 4 事業実施主体は、地域農業水利施設保全型において、各年度毎に本事業の実施結果を知事に報告するものとする。また、報告を受けた知事は、速やかに地方農政局長等にその旨報告するものとする。

第6 委任

本事業の実施は、この運用に定めるもののほか、要綱別紙10に定めるところによる。

第7 助成

国は、本事業に要する経費のうち別記に掲げる費用につき、別に定めるところにより、予算の範囲内において補助するものとする。

第8 経過措置

- 1 新農業水利システム保全整備事業実施要綱（平成16年3月30日付け15農振第2578号農林水産事務次官依命通知）に基づき採択された事業の取扱いについては、なお従前の例による。なお、事業計画書、計画の概要等の策定においては、「基幹水利施設整備型」とすることとする。
 - 2 以下に掲げる事業の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。
 - (1) 都道府県営水田農業確立排水対策特別事業実施要綱（昭和62年8月21日付け62構改D第904号農林水産事務次官依命通知）に基づき昭和62年度から平成4年度までの間に採択された都道府県営水田農業確立排水対策特別事業
 - (2) 新生産調整推進排水対策特別事業実施要綱（平成8年7月31日付け8構改D第54号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成8年度から平成10年度までの間に採択された新生産調整推進排水対策特別事業
 - (3) 緊急生産調整推進排水対策特別事業実施要綱（平成11年10月1日付け11構改D第54号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成11年度に採択された緊急生産調整推進排水対策特別事業
 - (4) 水田農業経営確立排水対策特別事業実施要綱（平成12年10月10日付け12構改D第277号農林水産事務次官依命通知）に基づき平成12年度から平成15年度までの間に採択された水田農業経営確立排水対策特別事業
 - 3 「基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱の制定について」（平成19年3月30日付け18農振第1855号農林水産事務次官依命通知）による廃止前の基幹水利施設補

修事業実施要綱(平成7年4月1日付け7構改第246号農林水産事務次官依命通知)に基づき採択された事業については、なお従前の例による。

- 4 平成18年度までに国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成15年4月1日付け14農振第2537号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(4)において予防保全基本計画が策定された施設及び農業水利施設保全対策事業実施要綱第2の1において施設機能保全計画が策定された施設並びに平成22年度までに国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱(平成20年4月1日付け19農振第1890号農林水産事務次官依命通知)第2の1の(4)において機能保全計画が策定された施設及び基幹水利施設ストックマネジメント事業実施要綱第2の1において機能保全計画が策定された施設については、当該予防保全基本計画、施設機能保全計画及び機能保全計画を第1の(7)のイの「機能保全計画等」とみなすものとする。
- 5 平成22年度までに地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱(平成21年1月27日付け20農振第1627号農林水産事務次官依命通知)(以下「地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱」)第2の1において機能保全計画が策定された施設及び地域農業水利施設ストックマネジメント事業実施要綱第5の2における機能保全計画が策定された施設については、当該機能保全計画を第1の(8)のイの「機能保全計画等」とみなすものとする。
- 6 土地改良事業関係補助金交付要綱(昭和31年8月13日付け31農地第3966号農林水産事務次官依命通知)第2の別表の事業等の欄の(1)に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降も本交付金により継続して事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 7 6により移行された地区については、なお従前の例による。
- 8 農山漁村地域整備交付金実施要領の一部改正について(平成23年4月1日付け22生畜第2433号農林水産省生産局長通知・22農振第2216号農林水産省農村振興局長通知・22林整計第359号林野庁長官通知・22水港第2429号水産庁長官通知)による改正前の農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号12 集落基盤整備事業に係る運用)の農業用用排水施設整備の単独実施に基づき実施してきた地区であって、平成23年度以降、本交付金にて事業を実施する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。
- 9 8により移行された地区については、なお従前の例による。
- 10 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙(番号12 集落基盤整備事業に係る運用)の第2の1の規定に基づいて、平成23年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。
- 11 農山漁村地域整備交付金実施要領(平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長通知・21農振第2454号農林水産省農村振興局長通知・21林整計第336号林野庁長官通知・21水港第2724号水産庁長官通知)別紙(番号4 水利施設整備事業に係る運用)に基づき実施してきた地区であって、平成24年度以降、本交付金にて事業を実施

する地区については、本事業へ移行されたものとみなす。

12 11により移行された地区については、なお従前の例による。

13 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙（番号4 水利施設整備事業に係る運用）の第3の規定に基づいて、平成24年度における事業実施に必要な資料の提出を行っている地区については、本要綱に基づき事業実施に必要な資料の提出がされたものとみなす。

別記

1 工事費

ア 純工事費（請負工事にあっては、工事費とする。）

イ 測量設計費

ウ 用地費及び補償費

エ 船舶機械器具費

オ 全体実施設計費

カ 換地費

2 調査及び計画作成費(実施計画策定型に限る。)

3 促進費等

4 効果促進事業費

別表

区分	事業種類	事業内容
1 生産基盤整備事業	(1) 用排水施設整備事業 (2) 暗渠排水事業 (3) 客土事業 (4) 区画整理事業	農業用用排水施設の新設、廃止又は変更 農用地につき行う完全暗渠、補助暗渠若しくは補水渠の新設若しくは変更又は心土破碎 農用地につき行う客土（混層耕を含む。）又はこれと一体的に実施する酸性土壌改良資材、リン酸資材及び有機質資材の投入等 農用地の区画形質の変更及びこれと相当の関連がある他の工事を一体的に行う事業
2 水利区域内集積促進事業	(1) 高度土地利用調整事業 ア 指導事業 イ 調査・調整事業 (2) 高度経営体集積促進事業 (3) 耕地利用高度化推進事業	土地利用調整及び農用地の集積を推進するため、都道府県が行う普及・指導活動 関係農家の意向調査活動、土地利用調整活動、関係機関との調整等調査・調整活動 高度経営体への農用地の集積に向けた促進支援 営農上支障となる湧水処理及び不陸均平、暗渠の維持管理、その他の農用地の良好な生産環境の維持及び条件整備活動